

(別紙1)機能要件一覧

No.				基本機能
1	1			システム全般の基本機能について、以下の要件を満たすこと。
1	1	1		本院の医事会計システムと診療費支払機をTCP/IP方式でLAN接続し、ソケット通信で送受信が行えること。
1	1	2		接続方法は、各診療費支払機がそれぞれ医事システムと直接通信する仕組みをとり、障害発生時に一斉にダウンしない仕組みであること（管理サーバ経由の通信でないこと）
1	1	3		医事会計システムから送信される以下の内容が受信できること。
1	1	3	1	・領収書、診療明細書発行に必要な情報
1	1	3	2	・予約券発行に必要な情報
1	1	3	3	・お薬券発行に必要な情報
1	1	4		医事会計システムから送信されるフラグの内容により本院の運用で診療費支払機での収納を制限できること。
1	1	5		診療費支払機に請求額が入金されることにより、医事会計システムの未収情報が入金済みとなること。
1	2			診療費支払機本体に関し以下の要件を満たすこと。
1	2	1		以下のいずれの操作でも、本体画面に未収の外来請求額及び入院請求額が表示できること。
1	2	1	1	・診察券（磁気カード・JIS II型）を本体に組込まれたカードリーダーに挿入した場合
1	2	1	2	・患者IDのバーコードが印字された任意の用紙を本体内蔵のバーコードリーダーにかざした場合
1	2	2		日常業務（現金装填・回収、領収書準備等）について、前扉運用にて操作ができること。
1	2	3		省電力対策のための人体センサー機能、操作補助用として本体前面に手すりがあること。
1	2	4		つり銭切れ、用紙切れ、その他の異常を感知する機能を備えていること。
1	2	5		カード（診察券、ICクレジット・キャッシュカード）／領収書／診療明細書／つり銭紙幣／つり銭硬貨の排出時は、完全に抜き取られるまでセンサー検知を行い、警告音と音声案内メッセージによる取り忘れ防止のための案内ができること。
1	2	6		領収書、診療明細書発行以外の機能として80mm幅のサーマルプリンタを装備し、以下の帳票が機器本体から出力できること。
1	2	6	1	・カード利用明細書および口座引落確認書の発行
1	2	6	2	・カード取消時のマイナス（取消）利用明細書の発行
1	2	7		アンカー固定不要で設置できること（設置環境によりアンカー固定対応も行えること）。
1	2	8		使い方を分かりやすくするため、LEDによる操作誘導と音声ガイダンスを標準装備していること。
1	2	9		係員機能としてつり銭の追加補充、つり銭交換ができること。
1	2	10		係員呼出ボタンは専用配線不要で対応できること。
1	2	11		停電時に取引データの破損を防ぐためバッテリーを内蔵していること。
1	2	12		本体電源及び、取扱時間、再起動時間、カード決済運用切替時間のタイマースケジュール設定ができること。
1	2	13		職員が現金操作等をする際は操作履歴を残せること。また、ID/パスワードにより担当する職員以外が操作できないこと。
1	3			診療費支払機のその他の性能・機能に関し、以下の要件を満たすこと。
1	3	1		前扉を開けて操作をする際に、機器本体内部に係員操作専用モニタを装備していること。
1	3	2		エラーが発生した際は、画面及び係員操作専用モニタに、エラー解除箇所の特定ができ、エラー解除手順をアニメーション表示することで操作が簡単にできること。
1	3	3		カード（診察券、ICクレジット・キャッシュカード）を取り忘れた際の対応として、任意の設定時間経過後に専用の鍵付き取忘れ回収ボックスへ取込み機能を有し、休止することなく次の取引が行えること。
1	3	4		カード（診察券、ICクレジット・キャッシュカード）を専用の鍵付き取忘れ回収ボックスへ取込んだ際は、監視モニタ及び機器本体の係員メニューで取り込みカードの有無及び枚数が確認できること。
1	3	5		紙幣・硬貨詰まりの際は、エラー解除で取り除いた現金について、「病院側の機内のお金か」「（患者側に返却する）機外のお金か」、画面に表示されるメッセージの色などで明確に区分できる詳細な案内が可能であること。
1	3	6		エラー解除操作において、紙幣・硬貨の未返却の金種明細情報を表示する機能を有して、患者側に返却する金種明細の確認が可能なこと。
1	3	7		支払者から入金額の異議があった場合、お支払いが完了している場合は、診療費支払機の画面と監視モニターで取引結果（何の金種を何枚入れたか等）の内容を印刷して、支払者に説明する手段があること。
1	3	8		操作履歴の取引内容は、診察券挿入、バーコード読取、入金金種、出金金種、取消操作、硬貨つり銭取り忘れ、カード取り忘れ回収、取引エラーコード等を、支払者に画面の内容を見せながら説明することができること。
1	4			診療費支払機の画面表示機能に関し、以下の要件を満たすこと。
1	4	1		15インチ以上のTFTカラー液晶タッチパネルディスプレイであること。
1	4	2		左右側面30度以上の角度からは画面が見えないプライバシー対応モニタであること。
1	4	3		操作画面が左右から見えないように、サイドパーテーションがあること。
1	4	4		医事システムから送信される情報により患者氏名、受診年月日、診療科名、請求額（受診日・受診科毎）、請求額合計が画面に表示できること。
1	4	5		受診年月日、診療科名及び請求額は、画面操作にて診療科明細の表示、非表示の切替えが可能なこと。

1	4	6	ボタン操作により日本語、英語等の多言語画面表示切替え機能があること。
1	4	7	本院で使用している診察券・バーコードの実物画像を取引開始画面で表示することが可能なこと。
1	4	8	高齢者の利用に配慮した機能を有すること。
1	5		診療費支払機の金銭処理部に関し、以下の要件を満たすこと。
1	5	1	貨幣識別レベルは、偽装紙幣や偽造硬貨、外貨の収納を防止できること。
1	5	2	偽造貨幣や外国貨のご認識による違算金を防止するため、硬貨の識別に「画像イメージ照合機能」を有していること。
1	5	3	紙幣・硬貨のリサイクル（還流）機能を有し、つり銭補充/機内現金の回収頻度を軽減できること。
1	5	4	入金処理において、以下の全金種の取り扱いができること（2千円以外は還流できること）。
1	5	4	1 ・紙幣 全金種（一万円、五千元、二千元、一千元）
1	5	4	2 ・硬貨 全金種（五百円、百円、五十円、十円、五円、一円）
1	5	5	入金方法は入院支払いにも対応する為、一度の投入で紙幣100枚以上、硬貨100枚以上の一括混在投入ができること。
1	5	6	入金現金については、紙幣・硬貨ともに100枚の一時保留する機能を有し、操作取消し時には支払者とのトラブルを防ぐため投入現金の現物返却ができること。
1	5	7	紙幣入金口にはブロッカー等により開口を狭めることで紙幣入金口は異物投入対策や投入時エラー対策が可能であり、かつ補充時には開口を広げることで大量補充が可能なこと。
1	5	8	2024年7月に発行が予定された新紙幣への対応も本調達費用内に含むこと。
1	5	9	出金処理において、以下の全金種の取り扱いができること。
1	5	9	1 ・紙幣 3金種（一万円、五千元、一千元）
1	5	9	2 ・硬貨 全金種（五百円、百円、五十円、十円、五円、一円）
1	5	10	出金方法は、紙幣30枚以上、硬貨100枚以上（混合一括出金）ができること。
1	5	11	本体に、紙幣合計1700枚以上収納できること。
1	5	13	本体に、硬貨合計2700枚以上収納できること。
1	5	14	入金時、紙幣の間にレシート等が混ざっていた場合は、取引を休止することなく、紙幣出金口から異物のみ排除される機構であること。
1	5	15	硬貨投入口に異物が投入された際は、取引を休止することなく診療費支払機にある異物排除BOXに自動排除し、診療費支払機の画面及び音声で異物返却があることを支払者に通知すること。
1	5	16	硬貨釣銭の出金払出口（受皿）にもセンサー検知が可能であり、釣銭を抜き取るまで取り忘れ警告、取り忘れの音声案内が可能であること。
1	5	17	硬貨・紙幣つり銭を取られた際は、機器を休止して監視モニターへエラー警告を行い、取引履歴確認で取られた患者を特定ができること。
1	5	18	安全性に配慮して現金が患者の目に触れることなく、現金回収時は、紙幣・硬貨ともに枚数を計数しながらカセット金庫（専用鍵付）へ回収されること。
1	5	19	安全性に配慮して現金が周囲の目に触れることなく、硬貨釣銭装填時はカセット金庫(専用鍵付き)から自動計数装填ができること。また、業務開始前の作業を1人で安全に且つ容易にできること。
1	5	20	釣銭準備金装填操作を行った際、診療費支払機本体で「装填前在高」「装填した金額」「装填後在高」の金種別情報用紙の発行ができ、用紙の確認と合わせてミスを予防する機能を有すること。
1	5	21	現金回収操作（全回収、一部回収等）を行った際、診療費支払機本体で「回収前在高」「回収した金額」「回収後在高」の金種別情報用紙の発行ができること。
1	5	22	金銭回収方法として、病院で任意に全額回収/売上金回収の選択ができること。
1	5	23	管理及び運搬時の負担を軽減する為、紙幣/硬貨カセットが各1個であること。
1	5	24	釣銭取り忘れ防止の為に、硬貨入出金部を照らすスポットライトを有すること。
1	6		領収書、診療明細書の発行に関し、以下の要件を満たすこと。
1	6	1	本院指定の領収書・診療明細書・予約券・お薬引換券が発行できること。
1	6	2	本院指定の領収項目/レイアウトに対応でき、白紙用紙にフル印字（オーバーレイ）もしくはプレ印刷用紙（事前印刷用紙）の利用ができること。
1	6	3	レーザープリンターを内蔵し、領収書、診療明細書は最大A4サイズの普通紙にて出力できること。
1	6	4	用紙はA4用紙で領収書及び診療明細書の計1000枚以上収納できること。
1	6	5	コスト削減の観点から、診療明細書は白紙コピー用紙が利用できること。
1	6	6	用紙の出力は背面出力方式であり、搬送距離を短くすることで、用紙詰まりを予防する対策がなされていること。
1	6	7	取り忘れ防止の観点から、複数枚発行する場合は用紙の抜き取りをしなくても次の用紙が印字されること。
1	6	8	係員機能として、当日取引分の領収書・診療明細書を本院が任意に選択して再発行できること。
1	6	9	医事システムの情報を元に診療明細書の出力要否を選択できる機能を有していること。
1	6	10	用紙在庫の管理がしやすいように、印刷枚数日計表（診療費支払機で印刷した領収書/診療明細書の枚数集計）の出力ができること。

1	7		デビットカード、クレジットカード取引に関し、以下の要件を満たすこと。
1	7	1	接触ICクレジットカード及びデビットカード払いの対応ができること。
1	7	2	EMVレベル1 & 2に準拠したICカード対応カードリーダー、PCI PTSに準拠したピンパッドを搭載していること。
1	7	3	日本クレジット協会が公布している『オートローディング自動精算機のIC対応指針と自動精算機の本人確認方法について』の代替対策案を基にICクレジット対応化におけるセキュリティ対策を実施していること。
1	7	4	日本クレジット協会が公布している『対面加盟店における非保持化と同等/相当のセキュリティ確保を可能とする措置に関する具体的な技術要件について』の端末に対するセキュリティ対策を実施していること。
1	7	5	操作性とカード取忘れ対策の為、オートローディング方式（自走式：カード自動取込み・自動排出）のカードリーダーを採用していること。
1	7	6	「クレジットカード情報の非保持化」に準拠するため、暗号化されていないクレジットカード情報（クレカ番号）を取得してしまうことを防ぐため、診察券挿入待ち時にクレジットカードが挿入された場合、カードリーダーで読み取ったクレジットカード情報を外部送信せず、かつ自動的に消去する機能を有していること。
1	7	7	診察券、接触ICクレジットカード、キャッシュカードが1ヶ所の同じカード挿入口で操作が行えること。
1	7	8	本院の契約内容に準じて、クレジットカードの支払い方法として、一括払い以外に分割払い・リボ・ボーナス払いに対応できること。
1	7	9	カード支払い時は支払い回数選択後、画面に「氏名・金額・支払い回数」を再表示し確認ボタンを押さないと決済が完了しないこと。また、選択内容を変更できること。
1	7	10	領収書・明細書とは別のサマール用紙（レシート）にカード利用明細書、口座引落確認書の発行が行えること。
1	7	11	クレジットカードの取消処理が決済をした診療費支払機本体で行えること。
1	7	12	クレジットカードの取消処理結果が患者様用と医療機関用の2枚自動発行できること。
1	7	13	機器本体が複数台の場合でも、ルータ1個、フレッツ光回線ですべての診療費支払機でカード対応ができること。
1	7	14	セキュリティ確保のためカード決済はインターネットを経由しないフレッツ光回線を使用したIP-VPN閉域網サービスを利用できること。
1	7	15	本院のセキュリティポリシーに基づき、カード決済のための外部ネットワークと院内ネットワークを切り離して構築できること。
1	8		事務所内に設置する診療費支払機監視モニターに関し、以下の要件を満たすこと。
1	8	1	診療費支払機を一元管理できる監視モニタ（ノートPC）を1台用意すること。
1	8	2	監視モニタに本院の提供するウイルス対策ソフトを導入すること。
1	8	3	つり銭切れ、用紙切れ、その他の異常を監視する機能を備えていること。
1	8	4	監視PC（制御コントローラ端末等含む）が停止しても診療費支払機の現金・クレジット・デビット取引に影響がなく取り扱えること。
1	8	5	制御管理端末等の通信制御装置が不要なシステムであり、一斉ダウンしない障害に強い仕組みであること。
1	8	6	監視PC以外に機器本体において単独で売上管理が行えること。
1	8	7	機器号機毎に入金情報及び現金の入出金情報が管理できること。
1	8	8	患者様の取引履歴を検索できること。また、取引データは90日以上保持し、その間のデータはいつでも検索可能なこと。
1	8	9	監視モニタから自動精算機にリモート操作で以下の遠隔操作、監視ができること。
1	8	10	現金回収完了を当該監視モニタでリアルタイムに把握できること。
1	8	11	日計表帳票として、監視モニタで以下の帳票の発行ができること。
1	8	11	1 ・日計表、カード日計表（クレジット/デビット）およびカード取り消し日計表
1	8	11	2 ・在高一覧表
1	8	11	3 ・印刷枚数日計表
1	8	12	取引検索帳票、取引明細表帳票として、監視モニタで以下の帳票の発行ができること
1	9		その他として、以下の要件を満たすこと。
1	9	1	設置場所は機器の設置に配慮した以下の本院指定場所とすること。機器設置に掛かる費用は本調達に含むものとする。
1	9	2	医事会計システムとの情報連携費用については本調達費用に含まないものとする。
1	9	3	本調達機器に必要な電源、LAN配線、フレッツ光回線の工事費用は本調達に含まないものとする。
1	9	4	診療費支払機システム導入後、取り扱い方法について教育訓練を行うこと（取扱い説明用動画など提供が望ましい）。
1	9	5	保守は導入後、1年間を無償保守期間とし、7年間（無償期間を含む）は修理対応を保証すること。
1	9	6	機器の特性上、委託保守ではなく診療費支払機製造メーカーのメンテナンス要員が直接メンテナンスを行えること。
1	9	7	障害発生時は、高山市内の直営保守拠点より迅速に保守する体制が整っていること。
1	9	8	保守対応時間内に電話連絡をした場合は、病院側の特別な理由を除き、当日中に診療費支払機製造メーカーの保守員を訪問対応させること。なお支払機内蔵のレーザープリンター故障時も同様とする。
1	9	9	無償保証期間以降は、年2回以上の定期点検（メンテナンス・清掃等）を実施すること。
1	9	10	製造中止後7年間の保守対応が可能なこと。
1	9	11	釣銭準備金の硬貨装填及び現金の回収についてカセット金庫を採用するなど、病院職員の負担軽減となる方法を提案すること。
1	9	12	要求仕様書の内容はすべて必須要件であり、標準機能で対応が困難である場合はカスタマイズ対応を行うこと。またその費用については今回の調達費用に含むこと。